

あなたと歩む

介護保険



● 介護保険って？

介護が必要となった高齢者を社会全体で支える仕組みが介護保険制度です。

要介護認定を受けた被保険者が実際にかかる費用の1～3割負担で介護に関わる各種サービスを利用し、自立支援や介護をする家族の負担軽減を目的としています。

40歳以上の人が被保険者として保険料を負担して、介護サービスが必要な方に給付する仕組みになっています。

介護保険の加入者は第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上64歳以下）に分けられます。



● 介護保険料について

40歳になると介護保険へ加入し、保険料を支払うようになります。40歳から64歳までは加入している健康保険で健康保険の保険料と一体的に徴収され、65歳になると、介護保険料を五霞町が徴収します。

原則として年金からの天引き（特別徴収）になりますが、年金の年額が18万円未満の方や第1号被保険者になってすぐなど納付書や口座振替で納付（普通徴収）する場合があります。

● サービスを受けるにはどうしたらいい？

保険料の支払義務は40歳以上の方にありますが、サービスを受けられるのは原則として、第1号被保険者のみです。しかし、64歳以下の第2号被保険者でも、老化に起因する指定の16疾病により、要介護認定を受けた場合はサービスを受けることが可能です。

また、サービスを受けるためには五霞町に申請をし、要介護認定を受ける必要があります。

● 介護認定の流れ

1 申請

五霞町健康福祉課高齢者支援グループに申請をします。

※申請は本人や家族以外にも地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などの代行の申請も可能です。



2 認定調査

介護認定調査員が自宅や入院先に訪問し、心身の状態を調査します。



3 認定結果

認定調査の結果と主治医の意見書とともに介護認定審査会で審査・判定し認定結果が出ます。

